

答 申 第 17 号  
平成24年12月25日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一 殿

山形県個人情報保護運営審議会  
会 長 倉 岡 憲 雄



個人情報の収集の制限の例外について (答申)

平成24年12月17日付け県病第631号で諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

なお、答申した事項の運用に当たっては、平成13年3月12日付け答申第1号の趣旨と同様に下記の点に留意願います。

記

- 1 「類型事項」は、例外的な取扱いが認められる個人情報を取り扱う事務（以下「取扱事務」という。）を類型により示したものであり、「類型事項」に該当する場合には今後諮問を要しないが、個々の取扱事務が「類型事項」の各項目に該当するかどうかの判断に当たっては、個人の権利利益保護の観点に立って、安易に類型の対象とすることがないように慎重に行うこと。
- 2 「個人情報の本人収集の原則の例外」については、「類型事項」に該当する個々の取扱事務であっても、本人以外からの個人情報の収集は、取扱事務の目的を達成するため相当の理由がある場合に限って認められているものであり、収集対象者の範囲、収集項目、収集先には十分配慮し、事務の目的達成に不必要な情報の収集は行わないこと。
- 3 センシティブ情報は、個人の人格そのものに関わる情報であり、その取扱い方法によっては、他の個人情報に比べ個人の権利利益を侵害するおそれ大きいことから、その収集については、他の個人情報に比べより厳密な制限を課しているところである。  
このため、センシティブ情報の収集禁止の例外の「類型事項」に該当する場合であっても、収集する必要性及び収集項目を慎重に検討するとともに、収集後においてもその取扱いには特に慎重な配慮を行うこと。